証券コード　7494
平成27年12月４日

株　主　各　位

神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地２
株式会社　コ　ナ　カ
取締役社長　湖　中　謙　介

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第42期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月21日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年12月22日（火曜日）午前10時
２．場　　所　神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地２
　当社本店　５階　会議室
　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
　１．第42期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第42期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）事業報告、計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.konaka.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や金融緩和政策を背景に緩やかな回復基調が続いていますが、中国経済の減速による世界経済の下振れの影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。またファッション業界では、高額商品やインバウンド需要による下支えはあったものの、円安による仕入価格の高騰や消費税増税後の消費者の節約志向は依然として強く、厳しい経営環境が続きました。

このような経営環境の下、上半期は消費税変更後の影響や、就活時期のうしろ倒しの影響を受け、計画に対し、若干下回る推移となったものの、下半期は、総じて売上が前年を上回り、通期では、前年以上の売上高を確保することができました。

主力となるファッション事業につきましては、素材調達・紡績・織布から縫製、店頭販売に至るまでのすべてのプロセスをプロデュースする独自のＳＰＡ（製造小売システム）が本稼働し、高品質なニュージーランドウールを使用した『REAL NAVY COLLECTION』は、過去最大のヒットを記録いたしました。また、“素材”の品質のみならず、“技術”“機能”“ファッション”“サービス”の品質を追求する『KONAKA QUALITY PROJECT』を積極的に展開いたしました。その結果売上高は669億37百万円(前期比1.1％増)となりました。

レストラン事業につきましては、人材の育成によるサービス力の向上を図り、更なる営業基盤の安定化に注力いたしました。また、前連結会計年度の新規出店が奏功し、売上高は21億93百万円(前期比4.4％増）となりました。

グループの連結対象店舗数につきましては、SUIT SELECTを主要都市、未出店エリアを中心に33店舗、シューズ＆バッグのフィットハウスを4店舗、カスタムオーダー0･S･Vを2店舗、レストラン事業かつやを1店舗の計40店舗を新規に出店いたしました。一方、期間満了や移転等により11店舗を退店し、グループの店舗数は、501店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は691億30百万円（前期比1.2％増）、営業利益は22億22百万円（前期比1.3％減）、経常利益は27億51百万円（前期比19.0％減）、当期純利益は12億77百万円（前期比26.1％減）となりました。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

商品別	金額	構成比
	百万円	%
重衣料	24,461	35.4
中衣料	5,670	8.2
軽衣料	12,425	18.0
服飾雑貨等	23,381	33.8
補正代等	999	1.4
ファッション事業計	66,937	96.8
レストラン事業計	2,193	3.2
合計	69,130	100.0

（注）１．重衣料は、スーツ・フォーマル・イージーオーダー・コート
２．中衣料は、ジャケット・ボトムス・アウター
３．軽衣料は、ワイシャツ・カジュアル・ネクタイ・アンダーウェア
４．服飾雑貨等は、シューズ・バッグ・アクセサリー

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、敷金及び保証金、建設協力金並びにソフトウェアを含め22億54百万円であります。

その主たるものは、新規出店及び既存店舗の改装に係るものであり、その資金は自己資金で賄いました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 39 期 (平成24年９月期)	第 40 期 (平成25年９月期)	第 41 期 (平成26年９月期)	第42期 当連結会計年度 (平成27年９月期)
売　上　高 (百万円)	65,985	64,700	68,332	69,130
当期純利益 (百万円)	5,017	6,729	1,729	1,277
１株当たり当期純利益 (円)	172.39	231.09	59.38	43.88
総　資　産 (百万円)	69,639	72,111	73,405	75,921
純　資　産 (百万円)	38,275	46,741	46,808	48,300
１株当たり純資産額 (円)	1,312.83	1,538.03	1,581.10	1,628.67

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との関係

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱フタタ	88百万円	100.0%	ファッション事業
㈱フィットハウス	3,883百万円	91.2%	
㈱アイステッチ	20百万円	100.0%	
KONAKA(THAILAND)CO.,LTD.	351百万バーツ	100.0%	
コナカエンタープライズ㈱	95百万円	100.0%	レストラン事業

③　特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、グループの成長と、次世代を視野に入れた新規出店及び業態開発に注力する一方、基幹事業である紳士服販売事業の接客サービス、商品開発力向上により、競争力に一層磨きをかけ、着実な収益基盤を構築してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年９月30日現在）

当社グループは、当社、連結子会社５社及び非連結子会社4社により構成され、ファッション事業及びレストラン事業を主な内容として事業活動を展開しております。

(6) 主要な営業所及び店舗（平成27年９月30日現在）

① **当　　社**

本　　店　　神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地２
店　　舗　　344店舗（37都道府県）

北海道	3店舗	青森県	6店舗	岩手県	13店舗
宮城県	15店舗	秋田県	3店舗	山形県	5店舗
福島県	12店舗	茨城県	18店舗	栃木県	10店舗
群馬県	8店舗	埼玉県	28店舗	千葉県	30店舗
東京都	68店舗	神奈川県	51店舗	新潟県	3店舗
富山県	2店舗	石川県	1店舗	福井県	1店舗
山梨県	1店舗	長野県	2店舗	岐阜県	1店舗
静岡県	8店舗	愛知県	8店舗	三重県	1店舗
滋賀県	2店舗	京都府	4店舗	大阪府	17店舗
兵庫県	5店舗	奈良県	2店舗	和歌山県	2店舗
島根県	1店舗	岡山県	2店舗	広島県	5店舗
徳島県	1店舗	香川県	3店舗	愛媛県	1店舗
高知県	1店舗				

② 子 会 社

(a) ㈱フタタ

本　　店　福岡県福岡市中央区天神３丁目１番１号
店　　舗　79店舗（9県）

山口県	2店舗	福岡県	30店舗	佐賀県	6店舗
長崎県	9店舗	熊本県	7店舗	大分県	10店舗
宮崎県	5店舗	鹿児島県	7店舗	沖縄県	3店舗

(b) ㈱フィットハウス

本　　社　岐阜県可児市坂戸111番地
店　　舗　30店舗（11都府県）

茨城県	1店舗	埼玉県	1店舗	千葉県	1店舗
東京都	2店舗	石川県	1店舗	岐阜県	6店舗
静岡県	3店舗	愛知県	10店舗	三重県	1店舗
大阪府	3店舗	兵庫県	1店舗		

(c) コナカエンタープライズ㈱

本　　社　神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地２
店　　舗　25店舗（8都県）

宮城県	6店舗	福島県	1店舗	茨城県	1店舗
埼玉県	4店舗	千葉県	7店舗	東京都	2店舗
神奈川県	2店舗	福岡県	2店舗		

(d) ㈱アイステッチ

本　　社　神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地２
店　　舗　16店舗（6都県）

岩手県	1店舗	群馬県	1店舗	埼玉県	1店舗
千葉県	4店舗	東京都	3店舗	神奈川県	6店舗

(e) KONAKA(THAILAND)CO.,LTD.

本　　社　タイ王国バンコク都
店　　舗　タイ王国　7店舗

(7) 使用人の状況（平成27年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ファッション事業	1,685（1,191）名	15名増（137名増）
レストラン事業	27（ 245）名	1名減（ 10名減）
全社（共通）	169（ 22）名	14名増（ 3名増）
計	1,881（1,458）名	28名増（130名増）

（注）１．使用人数は、就業員数であり、契約社員及びパートタイマー（１名当たり１日８時間換算）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている使用人は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	835名	6名減	38.1歳	15.8年
女性	151名	7名増	27.0歳	4.9年
計	986名	1名増	36.3歳	14.2年

（注） 使用人数には、社外への出向者（8名）、契約社員（242名）及びパートタイマー（期中平均雇用人員599名・１名当たり１日８時間換算）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年９月30日現在）

借入先	借入額
㈱三井住友銀行	6,874百万円
㈱りそな銀行	2,400
㈱みずほ銀行	1,661
㈱横浜銀行	1,528
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	1,517
㈱十六銀行	600
三井住友信託銀行㈱	350
日本生命保険相互会社	200

（注）上記、借入金のうち連結子会社㈱フィットハウスの借入金7,600百万円には、財務制限条項が付されております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　60,000,000株

② 発行済株式の総数　31,146,685株

③ 株主数　9,774名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
コナカ従業員持株会	1,553	5.33
湖中謙介	1,545	5.31
有限会社ワイアンドイー	1,086	3.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	961	3.30
湖中安夫	933	3.21
湖中博達	904	3.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	855	2.94
甲陽ハウジング有限会社	798	2.74
昭和住宅株式会社	783	2.69
二田孝文	772	2.65

（注）１．当社は、自己株式を2,027千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式（2,027千株）を控除して計算しております。

３．大和住銀投信投資顧問株式会社から平成27年10月１日付で提出された大量保有報告書により、同年９月30日現在同社が1,593千株（保有割合5.12%）を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として事業年度末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年９月30日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年９月30日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	湖中謙介	コナカエンタープライズ㈱代表取締役会長 ㈱フタタ取締役 ㈱フィットハウス取締役会長 ㈱アイステッチ取締役 KONAKA(THAILAND)CO.,LTD . Representative Director President KONAKA(SINGAPORE)PTE.LTD. Representative Director Chairman 上海庫納佳服装服飾有限公司董事長
専務取締役	沼田　孝	管理本部長 上海庫納佳服装服飾有限公司董事
専務取締役	二田孝文	経営企画室長 ㈱フタタ代表取締役会長 ㈱アイステッチ代表取締役社長
専務取締役	山﨑　薫	営業本部長
常勤監査役	湖中博達	
監査役	髙山秀廣	㈱ピーシーデポコーポレーション社外取締役
監査役	増田誠次	

（注）１．監査役髙山秀廣氏及び増田誠次氏は、社外監査役であります。なお、２氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

２．監査役髙山秀廣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	4名	104百万円
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	21百万円 （7百万円）
合計 （うち社外役員）	7名 （2名）	125百万円 （7百万円）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．平成18年12月15日開催の第33期定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額35百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役髙山秀廣氏は、㈱ピーシーデポコーポレーションの社外取締役を兼任しております。

なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

(b) 事業年度中における主な活動状況

氏　　名	活動状況
監査役　髙山　秀廣	当事業年度開催の取締役会22回のうち20回に、また、当事業年度開催の監査役会16回のうち全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　増田　誠次	当事業年度開催の取締役会22回のうち全てに、また、当事業年度開催の監査役会16回のうち全てに出席し、必要に応じて独立的な見地から発言を行っております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、コーポレートガバナンス強化の観点から社外取締役の設置は重要であると認識しており、社外取締役候補者の選定を行ってまいりました。

社外取締役は、経営陣や支配株主から独立し、かつ自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るような経営方針や経営改善に関する助言を行うほか、経営陣幹部の選解任などの取締役会決議を通じて経営の監督を行うなど、極めて重い役割と責務を期待されております。当社といたしましては、当社経営からの独立性を十分に有する方で、当社の事業を深く理解したうえで社外取締役として経営方針や経営改善に関する助言を行うことができ、取締役の職務の執行を監督できる十分な職歴と識見を有し、しかも人格的にも優れた人物を社外取締役の候補者とするべく人選に努めてまいりましたが、これらの要件を満たす適任者の方の選定が適いませんでした。

社外取締役に期待される役割と責務の重要性を考えますと、適任者でない方を社外取締役に選任した場合には、中長期的な企業価値の向上を図るような経営方針や経営改善に関する助言が得られないばかりか、取締役会としても期待される機能が果たせない恐れがあることから、現時点では社外取締役を置くことは相当でないと判断しております。

当社といたしましても昨今のコーポレートガバナンスに関する市場等の要請に前向きに応じるよう、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築に向けて対応策を検討していく所存であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
(a) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39百万円
(b) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

（注）1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、(a)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社の一部連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるアドバイザリー業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 内部統制システムの一環として社長直轄の監査室を設置しており、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務執行の有効性等について内部監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行う

(b) 経営の透明性とコンプライアンス経営及び法令遵守の観点から法律顧問契約を締結している弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、これに対する意見を聴取しつつ日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適時受けられる体制を設けるものとし、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制をとっている

(c) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制の一環として内部通報制度を整備し運用を行う

(d) 会社規則の制定及び運用状況の検証を行う

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を文書保存規程に従い適切に保存・管理する

(b) 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、主としてシステム面から、効果的な情報セキュリティ施策を推進する

(c) 個人情報の管理については、法令はもとより、ガイドライン等を遵守するとともに、社内研修・モラル教育の実施及び管理意識の醸成と浸透に努めるほか、情報漏洩、不正アクセス等の防止のため、アクセス可能者の制限・パスワード管理及び指紋認証による入室管理等をはじめとするセキュリティ体制を確立する

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理については、リスク管理規程、災害対策規程、危機管理マニュアルを定めるとともに、当社及び子会社の各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、必要に応じ研修、マニュアルの作成・配布等を行う

(b) 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定める

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 定例の取締役会を毎月開催し、会社法規定事項及び経営の重要事項について審議及び決定を行う

(b) 業務執行体制としては執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督の機能と、業務執行の機能を明確に分離する

(c) 「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を補完する機関として、常勤取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を月１回定例開催し、特に必要ある場合は随時開催して、関係会社を含めた経営課題の検討や報告をする

(d) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定する

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 「経理部」にて子会社及び関連会社の経営及び業績を管理するとともに、業務の内容面についても適正を確保する体制をとる

(b) 中期経営計画、年度予算制度に基づき、グループ全体及び各関係会社の予算・業績管理を実施する

(c) グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社担当取締役と子会社経営陣とが随時情報を交換し、必要に応じて会議を開催して多面的な検討を得て慎重に決定する仕組みを設ける

⑥　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

コンプライアンス室が監査役の職務を補助する。なお、補助する職務の内容により、専任の使用人が必要となった場合には、取締役と監査役が意見交換をする

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項

(a) 監査役は、補助者の人事異動について人事担当取締役から事前に報告を受け、必要な場合は理由を付して変更を申し入れることができる体制をとる

(b) 監査役補助者の賃金、その他の報酬についても監査役の同意を得た上、取締役会で決定する

(c) 監査役より監査に必要な命令を受けた使用人は、業務の遂行に当たって、当該監査役の指揮命令のみに従い、取締役及び執行役員等の指揮命令を受けないものとする

⑧ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしており、報告・情報提供の主なものは、次のとおりです

(a) 当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
(b) 当社及びグループ会社の業績状況
(c) 経営会議で審議・報告された案件
(d) 監査室が実施した内部監査の結果
(e) 品質の欠陥に関する事項（製品の瑕疵、異物混入、その他）
(f) その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の定めに基づき通報したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を規程に明記するとともに取締役及び使用人へ周知徹底する

⑩ 当社の監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の執行に際し、監査役の円滑な監査活動を行うための体制を保証するものとし、監査業務に係る諸費用については、監査の実効性を担保すべく当社の負担とする

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査室は、内部監査活動の状況と結果、他の部署からの報告受領事項、その他の職務の状況を常勤監査役に対して遅滞なく報告する
(b) 代表取締役と常勤監査役にて、月１回程度意見交換を行う
(c) 監査役会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う

⑫　反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

健全な社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、反社会的勢力への対応を所轄する部署を総務部と定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしております。また、あらゆる暴力を排除し企業防衛を図ることを目的として「神奈川県企業防衛対策協議会」に加盟し情報収集に努めるとともに、事案の発生時には関係行政機関や弁護士等と密接に連携し、迅速且つ組織的に対処できる体制を構築しております

（注）上記の基本方針は、平成27年６月16日開催の取締役会において決議したものであります。主な修正内容は、グループ内部統制に関する事項及び監査を支える体制等の整備に関する事項の明確化であります

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針」を継続的に取組むべき基本方針と捉え、適宜、内容の見直しを図るとともに当社及び子会社への周知徹底を行っております。

また、当社及び子会社の内部統制責任者は、四半期毎に内部統制の進捗状況をコンプライアンス室に報告し、問題点を把握した場合若しくは疑義がある場合は監査役会に報告するとともに協議を行っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

１．基本方針の内容

当社は、永年蓄積した業務知識や営業ノウハウを活用することによって顧客満足度をより高めることを経営の基本施策として、長期的視野に立った経営を行い、強固な財務基盤を形成し、安定した配当を実現しております。したがって、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任して、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えており、このことをもって会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

２．不適切な支配の防止のための取組み

当社は、大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされた場合について、その大規模買付者が長期的経営意図や計画もなく一時的な収益の向上だけを狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買収方法等が不当・不明確であるなどの事情があるときは、企業価値を毀損し、株主共同の利益に資するとはいえないと考えます。

また大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものでありますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには十分な情報が提供される必要があると考えております。

そこで大規模買付行為に対するルールとして、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付を行おうとする者に対して、①買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること、②その後、当社取締役会がその買付行為を評価し、交渉・評価意見・代替案のできる期間を設けることを要請するルールを策定いたしました。このルールが遵守されない場合は、株主の皆様の利益を保護する目的で対抗措置を講じる可能性があり、当社といたしましても、これに対する防衛策を導入すべきものと判断いたしました。

そのため当社は、平成25年11月８日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため、基本方針に照らし不適切な支配の防止のための取組みとして、当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（以下「買収防衛策」といいます。）を決議いたしました。

当社は、この買収防衛策の詳細を平成25年11月８日付で「当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策）の継続について」として公表いたしました。このプレスリリースの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.konaka.co.jp）に掲載しております。

３．不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

(1) 当社取締役会は、上記２．の取組みが当社の上記１．の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えます。

現在の当社取締役は、顧客満足度をより高めることを経営の基本施策として、当社の紳士服小売チェーンとしての商品開発戦略、営業販売戦略、店舗開発、広告宣伝、物流システムの確立、子会社グループ企業戦略などに関して、永年業務知識や営業ノウハウを蓄積しております。とくに商品開発におきましては、顧客の嗜好性をいち早く把握する業務知識とノウハウを背景に、低コスト低価格でよりよい商品展開を実現すべく、海外を含めた取引先等との業務提携関係を確立し、高付加価値機能性商品、ＳＰＡ商品等の商品開発をするためにグローバルな商品生産体制を確立すべく業務に取り組んでおります。営業販売戦略及び店舗戦略におきましても、著名なデザイナーとの提携による営業戦略・店舗デザインの大幅見直しなどにより着実な成果を上げるとともに、長期的視野に立った従業員研修、子会社グループ企業戦略などにより、強固な財務基盤を背景に、短期的な収益拡大とともに長期的な成長と将来の成長分野への基盤づくりを兼ね備えた経営を実現しております。

このような当社の事業においては経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任することが必要不可欠であると判断されるからであります。

(2) 取締役会によって恣意的な判断がされることを防止するため、特別委員会を設置し、特別委員会の勧告を尊重して買収防衛策が発動されることが定められており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、当社は、上記の「大規模買付行為に対するルールの設定」及びその「ルールが遵守されなかった場合の対抗措置」の構築につきましては、株主の皆様のご賛同を得ることを条件としており、平成25年12月17日開催の当社第40期定時株主総会において承認可決されました。

連結貸借対照表

（平成27年９月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	[33,926]	**流動負債**	[14,238]
現金及び預金	9,350	支払手形及び買掛金	2,745
受取手形及び売掛金	1,844	電子記録債務	2,364
商品	20,718	短期借入金	3,624
原材料及び貯蔵品	265	１年内返済予定の長期借入金	2,187
繰延税金資産	287	未払金	302
その他	1,509	未払費用	1,385
貸倒引当金	△49	未払法人税等	320
固定資産	[41,995]	未払消費税等	405
有形固定資産	(25,727)	賞与引当金	465
建物及び構築物	11,068	デリバティブ負債	3
機械装置及び運搬具	264	その他	433
工具、器具及び備品	1,653	**固定負債**	[13,382]
土地	12,546	長期借入金	9,319
リース資産	188	長期未払金	55
建設仮勘定	6	繰延税金負債	644
無形固定資産	(388)	退職給付に係る負債	766
のれん	9	役員退職慰労引当金	138
電話加入権	64	ポイント引当金	1,609
その他	314	長期預り保証金	488
投資その他の資産	(15,879)	その他	358
投資有価証券	3,407	**負債合計**	27,621
長期貸付金	2,031	**純資産の部**	
敷金及び保証金	9,193	**株主資本**	[46,064]
退職給付に係る資産	259	**資本金**	5,305
その他	1,226	**資本剰余金**	14,745
貸倒引当金	△238	**利益剰余金**	29,354
資産合計	75,921	**自己株式**	△3,340
		その他の包括利益累計額	[1,361]
		その他有価証券評価差額金	1,186
		為替換算調整勘定	57
		退職給付に係る調整累計額	117
		少数株主持分	[873]
		純資産合計	48,300
		負債純資産合計	75,921

連結損益計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		69,130
売上原価		32,724
売上総利益		36,405
販売費及び一般管理費		34,183
営業利益		2,222
営業外収益		
受取利息	48	
受取配当金	52	
不動産賃貸料	426	
為替差益	381	
デリバティブ評価益	52	
その他	96	1,058
営業外費用		
支払利息	171	
不動産賃貸費用	156	
貸倒引当金繰入額	165	
その他	35	529
経常利益		2,751
特別損失		
固定資産除却損	72	
減損損失	692	
災害による損失	2	
関係会社出資金評価損	65	
その他	123	954
税金等調整前当期純利益		1,796
法人税、住民税及び事業税		424
法人税等調整額		△5
少数株主損益調整前当期純利益		1,378
少数株主利益		100
当期純利益		1,277

連結株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年10月１日期首残高	5,305	14,745	28,528	△3,340	45,239
会計方針の変更による累積的影響額			130		130
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,305	14,745	28,658	△3,340	45,369
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△582		△582
当期純利益			1,277		1,277
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	695	△0	694
平成27年９月30日期末残高	5,305	14,745	29,354	△3,340	46,064

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年10月１日期首残高	667	72	63	803	766	46,808
会計方針の変更による累積的影響額						130
会計方針の変更を反映した当期首残高	667	72	63	803	766	46,939
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				－		△582
当期純利益				－		1,277
自己株式の取得				－		△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	519	△14	54	558	107	665
連結会計年度中の変動額合計	519	△14	54	558	107	1,360
平成27年９月30日期末残高	1,186	57	117	1,361	873	48,300

連　結　注　記　表

1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	５社
連結子会社の名称	コナカエンタープライズ㈱ ㈱フタタ ㈱フィットハウス ㈱アイステッチ KONAKA(THAILAND)CO.,LTD.

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	㈱エフブランド ㈱フィットエージェンシー KONAKA(SINGAPORE)PTE.LTD. 上海庫納佳服装服飾有限公司
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

会社等の名称	㈱エフブランド ㈱フィットエージェンシー KONAKA(SINGAPORE)PTE.LTD. 上海庫納佳服装服飾有限公司
持分法を適用しない理由	各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる㈱フィットハウスは、当該会社の計算書類（8月20日）を使用しております。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引等については、連結上必要な調整は行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(b) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(c) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として個別法による原価法によっております。

但し、一部の連結子会社については、売価還元原価法を採用しております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(b) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

(c) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(c) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(d) ポイント引当金

ポイントカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については５年間の定額法で償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(a) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(b) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

３．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率による方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率による方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が130百万円減少し、利益剰余金が130百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

４．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度まで流動負債の「支払手形及び買掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「電子記録債務」は546百万円であります。

５．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物及び構築物	935百万円
土地	2,598百万円
合計	3,533百万円

担保に係る債務

短期借入金	2,300百万円
1年以内返済予定の長期借入金	1,072百万円
長期借入金	1,816百万円
合計	5,189百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

29,241百万円

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 連結会計年度末日における発行済株式の総数

普通株式　　31,146,685株

(2) 連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年12月25日 定時株主総会	普通株式	291百万円	10円	平成26年９月30日	平成26年12月26日
平成27年５月14日 取締役会	普通株式	291百万円	10円	平成27年３月31日	平成27年６月８日

(3) 連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年12月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	291百万円	10円	平成27年９月30日	平成27年12月24日

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価等の把握がされております。

長期貸付金は主に店舗の新規出店時に貸主に差し入れる建設協力金並びに敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が貸主ごとの信用状況を随時把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金につきまして、その支払期日は１年以内が殆どであります。

借入金は運転資金及び設備投資等の調達によるものであり、支払期日に支払いを実行出来なくなる資金調達に係るリスクを有しております。当該リスクに対して、グループ各社の資金管理部門からの報告に基づき適時に資金計画を作成しております。また、連結子会社株式会社フィットハウスの借入金の一部には、財務制限条項がついており、全ての債務の履行を完了するまで、株式会社フィットハウスに関して財務制限条項を遵守しない場合には、期限の利益は喪失します。

デリバティブ取引は、仕入債務に係る為替の変動リスク及び将来の金利変動によるリスクに対するヘッジを目的としており、また、余資運用目的の範囲内で、特性を評価し安全性が高いと判断された複合金融商品のみを利用しております。なお、デリバティブ取引の管理は、社内規程に従い厳格に行っており、また、契約履行リスクを低減するため、信用力のある金融機関に限定して取引を行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2. をご参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）（※１）	時価（百万円）（※１）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	9,350	9,350	－
(2) 投資有価証券	3,240	3,240	－
(3) 長期貸付金（※２）	2,033		
貸倒引当金（※３）	△234		
	1,799	1,931	132
(4) 敷金及び保証金（※４）	8,504	6,007	△2,497
(5) 支払手形及び買掛金	(2,745)	(2,745)	－
(6) 短期借入金	(3,624)	(3,624)	－
(7) １年内返済予定の長期借入金	(2,187)	(2,187)	△0
(8) 長期借入金	(9,319)	(9,319)	0
(9) デリバティブ取引（※５）	456	456	－

（※１）負債に計上されているものについては、( )で示しております。
（※２）長期貸付金には１年以内回収予定の長期貸付金を含んでおります。
（※３）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
（※４）敷金及び保証金については、金融商品相当額のみを表示しております。
（※５）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引先金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 長期貸付金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 敷金及び保証金

これらは、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) １年内返済予定の長期借入金、(8) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	166

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　1,628円67銭

１株当たり当期純利益　　43円88銭

貸借対照表

（平成27年９月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**[19,045]**	**流動負債**	**[13,102]**
現金及び預金	3,264	支払手形	917
売掛金	1,031	電子記録債務	2,034
商品	12,473	買掛金	1,044
原材料及び貯蔵品	236	短期借入金	3,150
前渡金	130	関係会社短期借入金	2,500
前払費用	379	１年内返済予定の長期借入金	1,382
繰延税金資産	170	未払金	120
関係会社短期貸付金	1,106	未払費用	914
その他	253	未払法人税等	200
貸倒引当金	△0	預り金	145
固定資産	**[39,167]**	賞与引当金	273
有形固定資産	**(12,057)**	その他	418
建物	4,940	**固定負債**	**[5,363]**
構築物	176	長期借入金	2,456
機械及び装置	229	長期未払金	44
車両運搬具	1	繰延税金負債	373
工具、器具及び備品	1,203	退職給付引当金	732
土地	5,503	ポイント引当金	1,382
その他	3	預り保証金	300
無形固定資産	**(192)**	その他	73
借地権	48	**負債合計**	**18,465**
ソフトウェア	69	**純資産の部**	
電話加入権	44	**株主資本**	**[38,692]**
その他	29	**資本金**	**(5,305)**
投資その他の資産	**(26,916)**	**資本剰余金**	**(14,745)**
投資有価証券	2,412	資本準備金	14,745
関係会社株式	15,879	**利益剰余金**	**(21,994)**
長期貸付金	1,367	利益準備金	370
長期前払費用	264	その他利益剰余金	21,624
敷金	5,951	圧縮記帳積立金	284
保証金	1,222	別途積立金	9,300
その他	208	繰越利益剰余金	12,040
貸倒引当金	△54	**自己株式**	**(△3,353)**
投資損失引当金	△336	**評価・換算差額等**	**[1,054]**
		その他有価証券評価差額金	**(1,054)**
		純資産合計	**39,746**
資産合計	**58,212**	**負債純資産合計**	**58,212**

損　益　計　算　書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		38,607
売上原価		15,587
売上総利益		23,019
販売費及び一般管理費		22,512
営業利益		507
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	198	
不動産賃貸料	199	
貸倒引当金戻入額	56	
投資損失引当金戻入額	118	
その他	110	719
営業外費用		
支払利息	49	
不動産賃貸費用	68	
デリバティブ評価損	16	
その他	2	136
経常利益		1,090
特別損失		
減損損失	467	
関係会社株式評価損	407	
その他	154	1,029
税引前当期純利益		60
法人税、住民税及び事業税		181
法人税等調整額		△39
当期純損失		80

株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年10月１日期首残高	5,305	14,745	14,745	370	276	9,300	12,581	22,527	△3,353	39,225
会計方針の変更による累積的影響額			－				130	130		130
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,305	14,745	14,745	370	276	9,300	12,711	22,658	△3,353	39,355
事業年度中の変動額										
剰余金の配当			－				△582	△582		△582
税率変更に伴う圧縮記帳積立金の増加			－		14		△14	－		－
圧縮記帳積立金の取崩			－		△6		6	－		－
当期純損失			－				△80	△80		△80
自己株式の取得			－					－	△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			－					－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	7	－	△671	△663	△0	△663
平成27年９月30日期末残高	5,305	14,745	14,745	370	284	9,300	12,040	21,994	△3,353	38,692

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年10月１日期首残高	650	650	39,875
会計方針の変更による累積的影響額		－	130
会計方針の変更を反映した当期首残高	650	650	40,006
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		－	△582
税率変更に伴う圧縮記帳積立金の増加		－	－
圧縮記帳積立金の取崩		－	－
当期純損失		－	△80
自己株式の取得		－	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	403	403	403
事業年度中の変動額合計	403	403	△259
平成27年９月30日期末残高	1,054	1,054	39,746

個　別　注　記　表

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

関係会社の投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

⑤ ポイント引当金

ポイントカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

３．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率による方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率による方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が130百万円減少し、繰越利益剰余金が130百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建　　物	146百万円
土　　地	844百万円
合計	990百万円

担保に係る債務

短期借入金	2,300百万円
1年以内返済予定の長期借入金	1,072百万円
長期借入金	1,816百万円
合計	5,189百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　18,169百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	64百万円
長期金銭債権	685百万円
短期金銭債務	50百万円
長期金銭債務	81百万円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引高	
売上高	27百万円
仕入高	586百万円
営業取引以外の取引高	706百万円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の数

2,027,095株

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

流動資産	
繰延税金資産	
賞与引当金	90百万円
未払事業税	16百万円
商品評価損	66百万円
その他	68百万円
評価性引当額	△71百万円
繰延税金資産計	170百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債計	－百万円
繰延税金資産の純額	170百万円
固定資産	
繰延税金資産	
投資損失引当金	108百万円
役員退職慰労引当金（長期未払金）	14百万円
退職給付引当金	236百万円
ポイント引当金	445百万円
減損損失	982百万円
繰越欠損金	84百万円
その他	722百万円
評価性引当額	△2,468百万円
繰延税金資産計	125百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△135百万円
その他有価証券評価差額金	△364百万円
繰延税金負債計	△499百万円
繰延税金資産の純額	△373百万円

８．関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱フタタ	福岡県福岡市中央区	88	小売業	100.0	役員の兼任	資金の借入(注1)	2,500	関係会社短期借入金	2,500
	㈱フィットハウス	岐阜県可児市	3,883	小売業	91.2	役員の兼任	優先株式の売却(注2)	1,573	―	―
							資金の貸付(注1)	1,000	関係会社短期貸付金	1,000
	コナカエンタープライズ㈱	神奈川県横浜市戸塚区	95	飲食業	100.0	役員の兼任	資金の貸付(注1)	100	関係会社短期貸付金	106
									関係会社長期貸付金	541

（注）１．取引条件は、実勢価格又は一般的な取引条件を参考としつつ、交渉により決定しております。

２．取引金額その他の取引条件は、同社定款に定める優先株式の取得条項によっております。

３．子会社への貸倒懸念債権について、55百万円の貸倒引当金及び42百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

４．子会社の債務超過について、336百万円の投資損失引当金及び118百万円の投資損失引当金戻入額を計上しております。

９．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,364円94銭
１株当たり当期純損失	2円78銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月24日

株式会社　コ　ナ　カ
取　締　役　会　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　堀　越　喜　臣　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　屋　誠三郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社コナカの平成26年10月１日から平成27年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コナカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月24日

株式会社　コナカ
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　堀越　喜臣　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大屋　誠三郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社コナカの平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月24日

株式会社コナカ　監査役会

常勤監査役　湖中博達　㊞

監査役（社外監査役）　髙山秀廣　㊞

監査役（社外監査役）　増田誠次　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第42期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円

配当総額は291,195,900円

なお、中間配当金として１株につき金10円をお支払しておりますので、年間配当金は１株につき金20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年12月24日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、つきましては、経営体制の一層の強化をはかるため、取締役１名の増員をし、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	こなか　けんすけ 湖中　謙介 (昭和35年10月16日生)	昭和57年４月　日本テーラー株式会社入社 平成３年５月　当社と合併により、当社取締役 平成11年12月　当社常務取締役 平成15年２月　当社専務取締役 平成17年10月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社フタタ取締役 株式会社フィットハウス取締役会長 コナカエンタープライズ株式会社代表取締役会長 株式会社アイステッチ取締役 KONAKA(THAILAND) CO.,LTD. Representative Director President KONAKA(SINGAPORE)PTE.LTD. Representative Director Chairman 上海庫納佳服装服飾有限公司董事長	1,545,215株
2	ぬまた　たかし 沼田　孝 (昭和27年11月３日生)	平成13年１月　株式会社りそな銀行横浜支店長 平成15年10月　当社顧問 平成15年12月　当社常務取締役 平成17年10月　当社常務取締役管理本部長兼人事部長 平成19年10月　当社専務取締役管理本部長兼人事部長 平成25年12月　当社専務取締役管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） 上海庫納佳服装服飾有限公司董事	2,620株
3	ふたた　たかふみ 二田孝文 (昭和31年２月７日生)	昭和53年３月　株式会社フタタ取締役（非常勤） 昭和60年１月　同社取締役 平成元年５月　同社常務取締役 平成４年４月　同社専務取締役 平成８年４月　同社代表取締役専務 平成10年４月　同社代表取締役社長 平成18年12月　当社取締役 平成19年10月　当社専務取締役経営企画室長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社フタタ代表取締役会長 株式会社アイステッチ代表取締役社長	772,387株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	山崎（やまざき） 薫（かおる） (昭和34年12月20日生)	昭和56年９月　株式会社新紳（現　当社）入社 平成８年９月　当社営業本部販売促進部長 平成10年５月　コナカエンタープライズ株式会社へ転籍　取締役 平成11年５月　同社常務取締役 平成15年12月　当社取締役 平成16年12月　コナカエンタープライズ株式会社専務取締役 平成19年10月　同社代表取締役社長 平成22年10月　当社常務取締役営業本部長 平成23年12月　当社専務取締役営業本部長（現任）	39,822株
5	鈴木（すずき） 茂樹（しげき） (昭和31年２月21日生)	昭和54年４月　株式会社新紳（現　当社）入社 平成13年４月　当社商品本部商品一部長兼商品管理部長 平成13年12月　当社取締役商品本部商品一部長兼商品管理部長 平成15年９月　当社取締役商品本部長兼商品一部長 平成17年10月　当社取締役商品本部長 平成19年10月　当社取締役スーツセレクト事業本部長 平成22年12月　当社執行役員スーツセレクト事業本部長 平成23年４月　当社執行役員スーツセレクト事業本部長兼O･S･V事業部長 平成26年10月　当社常務執行役員スーツセレクト事業本部長兼O･S･V事業部長（現任）	26,815株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者鈴木茂樹氏は、平成22年12月の執行役員制度の拡充に伴い、取締役を退任し、執行役員に就任しております。
３．会社法施行規則第74条の２に規定する社外取締役を置くことが相当でない理由につきましては、本招集ご通知11頁の事業報告「２．会社の現況（3）会社役員の状況」の④に記載しております。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場　　神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地２
当社本店　５階　会議室

交通のご案内　ＪＲ横須賀線　東戸塚駅下車東口　徒歩３分

